

札幌医科大学共同研究取扱規程

平成 19 年 4 月 1 日規程第 171 号

(目的)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学が、北海道の保健、医療、福祉の向上と充実に貢献する研究活動の活発化を図るに当たり、他者と共同で行う研究を推進するため、共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究者とは、現に本学の教員と共同研究を行っている者又は共同研究を行おうとする者をいう。
- (2) 共同研究とは、共同研究者から研究員、研究経費又は研究情報を受け入れて、本学の教員が共同して行う研究をいう。
- (3) 研究代表者とは、本学の教員のうち、研究全体の責任を負う者をいう。
- (4) 知的財産権とは、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）のうち、共同研究の中で生じる権利で該当するものをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、本学と共同研究者が共同研究を行う場合に、本学の規程の適用を受けることに同意した共同研究者に対して適用する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、必要な範囲内において、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 共同研究者が、国、地方公共団体又は独立行政法人であり、共同研究者の定める規程に抵触する場合
- (2) 共同研究者が、日本国外に属する場合であり、共同研究者の定める規程に抵触する場合
- (3) 極めて重要かつ緊急性の高い共同研究であり、適用することが著しく妥当性を欠く場合

(研究計画の策定)

第 4 条 研究代表者は、共同研究を実施するに当たり、共同研究計画を策定するものとする。

(研究施設)

第 5 条 本学は、共同研究を実施するに当たり必要な場合は、本学の教員を共同研究者又は第三者の所有する施設に派遣することができる。

(研究員の受入)

第 6 条 研究代表者は、共同研究を実施するに当たり、研究員の受入が必要な場合は、所定の手続きをとるものとする。

(研究経費)

第 7 条 研究代表者は、次の各号の全ての経費をもって研究経費を積算するものとする。

- (1) 当該研究遂行のために必要となる謝金、人件費、旅費、消耗品等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）
- (2) 当該研究により減耗する施設、設備及び機械装置等の維持管理に必要な経費として、直接経費に 15 パーセントを乗じた共通施設費
- (3) 当該研究を管理運営するために必要な経費として、直接経費に 15 パーセントを乗じた一般管理費

(経費の負担)

第 8 条 共同研究者は、前条の研究経費を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は研究経費の全部又は一部を、共同研究者の負担としないことを承認することができる。

- (1) 第三者から提供される資金により共同研究を行う場合
 - (2) 本学が実施する研究の一部について共同研究を行う場合
 - (3) 本学及び共同研究者の金銭的、労力的負担及び研究成果への寄与度合い等が均衡しており、研究経費の負担を他に求めることが著しく不適当な場合
 - (4) 研究の目的に高度の必要性、公共性又は緊急性があり、研究経費の負担を他に求めることが著しく不適当な場合
- (共同研究の承認)

第9条 共同研究者は、あらかじめ共同研究申請書及び共同研究計画書を提出し、当該研究について学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、前項の承認に当たり必要と認めるときは、札幌医科大学附属研究連携推進機構運営委員会に意見を求めることができる。

(承認の基準)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当する共同研究を承認しないものとする。

- (1) 本学の教育・研究活動に著しく支障をきたすおそれがあるもの
 - (2) 本学の公的な存在価値又は大学に対する地域社会からの期待を損なうおそれのあるもの
- (契約書)

第11条 学長は、共同研究の実施に当たり、共同研究者と次の各号に掲げる事項を記載した契約書を締結するものとする。

- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的、内容
- (3) 共同研究に従事する者及び業務分担
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究期間
- (6) 共同研究に要する費用の分担
- (7) 研究経費の本学への納付
- (8) 共同研究によって取得した設備等の帰属
- (9) 施設、設備の提供等
- (10) 秘密の保持
- (11) 研究成果の取扱い
- (12) 知的財産権の帰属
- (13) 知的財産権の取扱い、出願及び実施
- (14) 契約の変更及び解除
- (15) 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関する必要事項

(注意義務)

第12条 共同研究に携わる全ての者は、当該研究に係る全過程において、本学、共同研究者及び第三者の権利又は利益を不当に侵害しないよう特に注意しなければならない。

(研究の変更・中止)

第13条 共同研究者は、共同研究計画を大幅に変更し、又は中止する必要があるときは、速やかに学長に協議するものとする。

- 2 学長は、前項の協議について、やむを得ないと認めたときは、当該共同研究の変更又は中止を承認することができる。

(完了報告)

第14条 研究代表者は、共同研究を完了したときは、速やかに共同研究完了報告書により学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告書が適切と認めるときは、共同研究者に共同研究の完了を通知するもの

とする。

(細則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規定第 6 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日規定第 17 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間に締結した共同研究契約の研究経費については、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この規程の施行日の前日までに締結した共同研究契約及び当該契約に係る変更契約の研究経費については、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日規程第 19 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。